

一般社団法人群馬県トラック協会青年部会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「協会」という。）青年部会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、協会事務局内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、青年経営者層を結集し、業界の当面する課題について、適切なる対応を研究・検討するため会員相互の交流と啓発を行うとともに、企業の近代化・合理化に努め、もって業界の社会的地位の向上と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 物流環境の変化に適切に対応するための近代化・合理化に関する情報の収集並びに諸施策の研究及び調査の実施
- (2) 新しいトラック事業経営を創造するため、(1)の研究・調査に関する意見の具申
- (3) 教育研修、講演会、研究・調査事項発表会等の開催及び先進部会等視察
- (4) 会員相互の連絡協調と親睦をはかるための諸行事の開催
- (5) その他、本会の目的達成上必要と認められる事項

(構 成)

第5条 本会の会員は、支部青年部会の会員で、概ね50歳以下の経営者及びこれに準ずる者をもって構成する。

第2章 役 員 等

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 部会長 | 1名 |
| (2) 副部会長 | 4名 |
| (3) 幹事 | 各支部2名以内（部会長、副部会長を含む。） |
- ただし、部会長が選出された支部においては、部会長に

代わる幹事の補充を支部長の推薦により行うことが出来る。

(役員の選出及び任期)

第7条 本会の幹事は、次の支部から支部長が推薦したものとする。

- (1) 前橋支部
- (2) 大間々支部
- (3) 桐生支部
- (4) 館林支部
- (5) 太田支部
- (6) 大泉支部
- (7) 佐波伊勢崎支部
- (8) 多野藤岡支部
- (9) 甘楽富岡支部
- (10) 高崎支部
- (11) 安中支部
- (12) 渋川支部
- (13) 吾妻支部
- (14) 沼田支部

2 部会長及び副部会長は、幹事の互選とする。

3 役員の任期は2年とするが、再任は妨げない。

(役員の職務)

第8条 部会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3 幹事は、幹事会を構成し会務を分掌するとともに、選出支部内の連絡調整等に当たる。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、部会長が幹事会の承認を得て委嘱する。
3 顧問及び相談役は、部会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第3章 会議

(会議)

第10条 会議は幹事会とし、部会長が召集するとともに、議長となる。

2 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、部会長、副部会長及び幹事をもって構成し、部会長が必要と認めたときに召集する。

2 幹事会は、会務の処理に関する議案及びその他部会長が必要と認める事項について審議决定する。

第4章 運 営 費

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画等の承認)

第13条 部会長は、幹事会に諮って、毎事業年度の初めまでに事業計画案等を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(運営費)

第14条 本会の運営に係わる費用は、会費及び協会の予算により支弁する。

(規約改定)

第15条 本規約を改正する場合には、幹事会に諮って、理事会の承認を得なければならぬ。

第5章 附 則

(実施期日)

第16条 この規約は、平成2年9月26日から施行する。

2 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

3 この規約は、平成20年9月4日から施行する。

4 この規約は、平成21年3月26日から施行する。

5 この規約は、平成22年3月26日から施行する。

6 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成30年3月23日から施行する。